特別指定研究

大正新脩大蔵経の学術用語に関する研究

――自殺関連用語の研究――

主任　淺田正博

研究員　長谷川岳史
野呂靖
大谷由香
鶴田大悟
村上明也
小野嶋祥雄
鍵和田聖子

共同研究の概要

本研究班は、「大正新脩大蔵経」を中心とする漢文仏典中の重要語を抽出・整理し、分析・検討を加えることを目的としている。漢文仏典中の重要語とは「仏教要語」そのものを指すが、本研究は、それを辞書的説明に依存するのではなく、文献そのものからその要語の意味を抽出し、使用法等を分析することから始めている。その上において、要語の意味する内容が地域や時代に従って、どのように変遷したのか研究することを中心としている。現在、仏教の死生観に関する用語を中心に抽出し、分担して研究を進めているが、第一回となる本報告は、「自殺（自死）」を意味する語について検討を加えた。

自殺は、自ら命を絶つという「死の様態」に関する用語である。したがって、必ずしも仏教用語に限定されるものではないが、すでに初期仏典中には自殺を行った出家者の事例が散見される他、「捨身」や「自死往生」など広義の自殺と捉えうるものもあり、仏教思想の展開における死のあり方の一つとして注目されなければならない問題である。一方近年では、自殺の社会問題化にともない、仏教思想上における自殺の位置づけについてあらためて議論がなされているが、必ずしも仏典に基づいての正確な理解がされている訳ではないように思われる。自殺という死生観に関わる繊細な課題だからこそ、資料に基づく慎重な検討が必要でなければならない。

そこで本研究では、大正新脩大蔵経に収録された漢文仏典において「自殺という死のあり方」がどのように記述され、どのように解釈されてきたかを検討したい。

以下、この観点より、自殺によって地獄に堕すと説く仏典を源信撰『往生要集』に求め、その典拠に関して考察を加えた論文を報告する。

（野呂　靖）

「自殺」と「地獄」の因果関係
――『往生要集』所引の『正法念処経』を手掛かりとして――

問題の所在

現代の日本社会が抱える課題の一つに、自殺増加に伴う予防や対策を挙げることができる。仏教が、この課題にいかに向き合っていくのかについては、実践面や理論面など、あらゆる方面からの検討・追求が必要であることは言を俟たない。本稿では、そうした自殺[1]という死のあり方が、仏典上にどのように記述されているかを調査し、仏教における死生観の一端を明らかにすることを目的とする。

しかし、膨大な仏典群のなかより自殺に関連する用語をすべて抽出し、総括的な解明を試みることは決して容易ではない。そこで、ここでは自殺を行ったことにより地獄に堕ちるとする観念[2]について取り上げ、その根拠となる仏典の記述について検討を加えたい。自殺という行為と地獄との関連については、しばしば言及されてきたところであり[3]、近年においても、「自殺は地獄へいく重罪である」といった表現がなされる場

合がある。[4] また仏典においても、捨身を行った者は地獄に堕ちると記述する求那毘地訳『百喩経』[5]などが存在する。

そのなかで、とくに注目されるのが、平安時代の仏教界を代表する恵心僧都源信（九四二―一〇一七）の『往生要集』である。『往生要集』巻上には、次のような記述がある。[6]

> 復有異處。名等喚受苦處。謂、擧在嶮岸無量由旬、熱炎黒縄束縛、繋已、然後推之、堕利鐵刀、熱地之上。鐵炎牙狗之所噉食。一切身分、分分分離。唱聲吼喚、無有救者。昔説法依惡見論、一切不實、不顧一切、投岸自殺者、堕此中。…中略…正法念經略抄

ここは、源信が黒縄地獄の異処「等喚受苦処」について『正法念処経』を略抄する箇所であるが、等喚受苦処に生じるのは「岸より（身を）投げて自ら殺せる者」と明記している。この記述について花山勝友氏は以下のように解釈する。

> また等喚受苦処という名前の付属の小地獄があります。罪人を、嶮しい崖の、はるか高い所におき、焼けただれた鉄の鎖でしばり、それから鋭い鉄の刀が一杯立っている焼けた地面に向かって突き落とします。鉄のきばから炎を出している犬に食われて、身体じゅうの肉がばらばらになります。どんなに助けをよんでも誰も救ってはくれません。生前、説教をする場合に、間違った思想によって真実でないことを説いたり、すべてのことをほうっておいて岸から投身自殺をしたりした者が、この地獄に落ちます。
>
> （花山勝友訳『往生要集』、徳間書店、昭和四十七年十一月、五〇頁）

たしかに、花山氏が指摘するように、「自殺」と「地獄」との間に直接的な因果関係を認めているように読み取ることが可能である。しかし、『往生要集』に略抄された『正法念処経』の読み方には、実は二通りあることが分かってきた。

第一は、全文を完備する写本として現存最古の「西明寺本」や前掲「青蓮院本」、また完存する遣宋本として現存最古の「建長五年刊本」などに従う読みであり、第二は、山邊習学、田上太秀、石田瑞麿ら三氏による読みである。この二つの読みを順に並べると、以下のようになる。

> 『往生要集』「西明寺本」「青蓮院本」「建長五年本」など

一切不レ實、不レ顧二一切一、投レ岸自殺者、堕二此中一

山邊習学・田上太秀・石田瑞麿ら三氏

一切不実、不レ顧二一切一、投レ岸自殺一者、堕レ此。

第一は「一切実にあらず、一切を顧みず、岸より投げて自ら殺せる者、此の中に堕つ」と読ませているので、「岸から投身自殺を図った者は、黒縄地獄の異処「等喚受苦処」に堕ちる」と解釈することができ、第二には「一切不実にして一切、岸に投げて自殺せるを顧みざる者、ここに堕つ」とあるから、「岸から身を投げて自殺することをも顧みないような者が、黒縄地獄の異処「等喚受苦処」に堕ちる」と理解することができる。よって、第二の読みに従うならば、『往生要集』所引の『正法念処経』は、必ずしも「自殺すれば地獄へ堕ちる」と説いていないのではないか、との疑問が生じるのである。

そこで本稿では、上掲の『往生要集』所引の『正法念処経』の文を手掛かりとして、本経における「自殺」と「地獄」の因果関係を中心に考察を加えたい。

『往生要集』所引の『正法念処経』「等喚受苦処」の訓読をめぐる問題

『往生要集』は、黒縄地獄の異処「等喚受苦処」を説明するに際して『正法念処経』を略抄していたが、その本文の読み方に二種が存することは、「問題の所在」で述べた通りである。

第一の『往生要集』「最明寺本」[7]「青蓮院本」「建長五年本」[8]の読みについては、前掲したので割愛することとし、ここでは『往生要集』が引用した大正蔵巻一七所収の現行『正法念処経』の文を第一の読みに則って示しておきたい。

又彼比丘、諦知二業果一、求二涅槃城一、諦知二世間生死苦悩一、観二察黒縄大地獄処一。如レ是黒縄大地獄処有二何異処一。彼見聞知、黒縄地獄有レ処、名曰二等喚受苦一、彼処悪焼、受レ苦無間。衆生何業生二於彼処一。彼見聞知、若人説レ法依二悪見論一以二因譬喩一一切不實、不レ顧二一

切、投レ崖自殺、無二正善戒一。彼人以二是悪業因縁一身壊命終、堕在二黒縄大地獄中一。生二等喚処一、受二大苦悩一、彼受二極苦一。

（『大正蔵』一七・五八中～下）

傍線部分だけを解釈すると、等喚受苦処に堕ちるのは、「昔、説法するに際し、悪見の論によって、一切は不実であり、一切を顧みることがなく、崖に身を投げて自殺し、正しい善戒のない者」である。

なお、この『正法念処経』と『往生要集』所引の『正法念処経』には、多少文字の異同がみられるが、大きく意味が変わるほどの差異は認められない。

したがって、第一の読み方によれば、『正法念処経』は、身を崖に投げて「自殺」した者が、「黒縄地獄の異処である等喚受苦処」に堕ちるといっていることが分かる。

第二に、花山信勝氏[9]と並んで『往生要集』の訳注研究に尽力した石田瑞麿氏は、『往生要集』の当該箇所を次のように読む。[10]

復有二異処一。名二等喚受苦処一。謂、挙二在嶮岸無量由旬一、熱炎黒縄束縛、繋已、然後推レ之、堕二利鉄刀熱地之上一。鉄炎牙狗之所二噉食一、一切身分、分分分離。唱レ声吼喚、無レ有二救者一。昔、説レ法依二悪見論一、一切不実、不レ顧二一切一、投レ岸自殺一者、堕レ此。…中略…正法念経ノ略抄

（原典 日本仏教の思想四『源信 往生要集』一四頁）

ここも傍線部分だけを解釈してみると、黒縄地獄の異処に堕ちるのは、「一切は真実でないから、ことごとく崖に身を投げて自殺することをも顧みない」者が対象となろう。

なお、石田氏は、平成三年二月までに刊行された『往生要集（1） 日本浄土教の夜明け』[11]、『源信』[12]の中では、前掲した各種写本と同じ第一の読みを採用しているのに対し、それ以降の『源信 往生要集』[13]、岩波文庫『往生要集』[14]、岩波文庫ワイド版『往生要集』[15]では、文意を重視したためか[16]、「自殺することをも顧みないような者が地獄に堕ちる」という読みに変更している。

次に、石田氏の訓読に先行するものとして山邊習学氏（訳者）・田上太秀氏（校訂者）による『国訳一切経』「正法念処経」をみておきたい。[17]

又彼比丘、諦知二業果一、求二涅槃城一、諦知二世間生死苦悩一、観二察黒縄大地獄処一。如レ是黒縄大地獄処有二何異処一。彼見聞知、黒縄地獄有レ処、名曰二等喚受苦一、彼処悪焼、受レ苦無間。衆生何業生二於彼処一。彼見聞知、若人説レ法依二悪見論一以二因譬喩一、一切不レ実、不レ顧二一切一投レ

崖自殺（スルヲモシ）、無正（シキ）善戒。彼人以是悪業因縁身壊命終、堕（チテリ）在黒縄大地獄中。生等喚処、受大苦悩、彼受極苦。

この第二の読みによれば、『正法念処経』は、身を崖に投げることをも顧みない正しき善戒のない者が黒縄地獄の異処である「等喚受苦処」に堕ちると述べているので、ここは「自殺することをも顧みない者」と「地獄」の関係が説かれているだけに過ぎない。

以上のように、『正法念処経』における「等喚受苦処」の訓読には二説あって、現存の漢訳資料だけではいずれとも決し難い。しかし、ここで注意されたいのは、こうした二種の訓読の問題が『往生要集』所引の『正法念処経』にあるのではないということである。確かに、平安時代の中期より鎌倉にかけて、おおよそ第一の訓読をもって『往生要集』が読まれていたことは「最明寺本」「青蓮院本」「建長五年本」などによって明らかとなるが、それは決して恵心僧都自身の読み方を解き明かすものではない。よって、『正法念処経』という経典そのものの文章を検討することが、二種の訓読の問題を解決する方法となる。

そこで、般若流支（?―五一六～五三八―五四三―?）訳『正法念処経』の蔵訳を検討してみたい。[18] 漢訳『正法念処経』「等喚受苦処」に相当する蔵訳は、以下の通りである。

de nas gzhan yang dge slong des (*D* de) las kyi 'bras bu'i de kho na nyid shes pa mya ngan las 'das pa'i grong khyer tshol ba na 'khor ba'i sdug bsngal gyi de kho na nyid shes pa sems can dmyal ba chen po thig nag gi 'khor la rtog par byed de / ji ltar thig nag gi 'khor gzhan gang zhig yod snyam nas / des thos pa las byung ba'i shes pas brtags na / sems can dmyal ba (*D* bar) sreg pa mi bzad (*P* zad) pa'i tshor ba rtag tu 'dus pa zhes bya ba'i sems can dmyal ba mthong ste / sems can dag las gang gis sems can dmyal ba der skye bar 'gyur snyam nas des thos pa las byung ba'i shes pas brtags na / gang lta ba ngan pa'i bstan bcos kyi gtan tshig dang dpe dag gis tshul khrims spangs ba'i mi ngam grog gam g-yang sar rab tu ltung ba yang dag pa ma yin pa thams cad kyi dbang du song ba de lus dang bral nas / ngan 'gro log par ltung ba sems can dmyal ba tshor ba 'dus par skye bar 'gyur ro //

(*Derge* ya 152a6-b2: *Peking* 'u 159a3-7)

【翻訳】

それ以外にも、その比丘が業果の真実を知る者として涅槃の都城を探し求めているとき、輪廻の苦の真実を知り、「黒い縄の輪」という大

地獄を観察して、次のように「別の、とある「黒い縄の輪」〔という地獄〕があるだろうか」と思い、そしてその〔比丘〕が聞所成智によって観察すると、「耐え難い焼熱の感受が常に集まる地獄」と呼ばれる地獄が見えてくるのである。

「有情たちはどのような業によってその地獄に生まれることになるのだろうか」と思って、その〔比丘〕が聞所成智によって観察すると、〔以下のことが分かる〕。悪見の教説の証因と喩例とによって戒を捨てた人が溝もしくは淵に落ちるとしても、一切の不浄〔業〕に支配されたその人は、身体を離れた（＝死んだ）のち悪趣へ堕ちる、〔つまり焼熱の〕感受が集まる地獄に生まれることとなる。

一見して明らかなように、蔵訳は「溝もしくは淵に落ちるとしても、一切の不正に支配されたその人は、身体を離れた（＝死んだ）のち悪趣へ堕ちる」と明言しているので、この蔵訳『正法念処経』に従う限り、漢訳『正法念処経』「等喚受苦処」の文は、「一切不実にして、一切を顧みず、崖に投じて自殺し、正しき善戒なし」と読むべきであろう。

さらに、蔵・漢二訳の『正法念処経』の文を厳密に読むと、「自殺」と「地獄」には、直接的な因果関係がないのではないかという疑問も生じる。すなわち、蔵訳『正法念処経』は、「溝もしくは淵に落ち」た者が地獄に堕ちるといっているのではなく、あくまでもその行為のおおもとである「悪見の教説の証因と喩例とによって戒を捨てた人」が地獄に堕ちると解釈することも可能である。『正法念処経』における自殺行為とその報いとしての堕地獄の因果関係については、「等喚受苦処」以外の用例をも充分精査した上で判断を下す必要がある。

『正法念処経』に見られる「自殺」と「地獄」の因果関係

さて、現行の漢訳『正法念処経』「地獄品」には、上掲の黒縄大地獄の別処「等喚受苦」の他に、焦熱大地獄の第七別処「饒骨髄虫」及び第十一別処「悪険岸」においても、自らすすんで死をえらびとる「自殺」に関する語と「地獄」が並記されている。

まず、焦熱大地獄の第七別処「饒骨髄虫」の記事を紹介したい。

又彼比丘、知二業果報一、復観二焦熱之大地獄一、復有二何処一。彼見聞知、復有二異処一、彼処名為二饒骨髄虫一、是レ彼地獄第七別処ナリ。衆生何業、生二於彼処一。彼見聞知、若人、多作二悪不善業一、身不善業、口不善業、意不善業、復離二正聞一、如レ是癡人、望レ生二梵世一、悪行離レ戒、本性無レ戒、此諂曲人與二他苦悩一、遠二離正戒一、以二乾牛屎一而自焼レ身、彼人、現世焼レ身受レ苦、如レ是人中人、火所レ焼。身壊命終、堕二於

惡處(ニ)、饒骨髓虫(ナル)地獄處(ニ)生(シテ)受(ケ)大苦惱(ヲ)。（『大正蔵』一七・五八中）

また漢訳『正法念処経』の饒骨髓虫地獄に相当すると考えられる蔵訳箇所は、次の通りである。

de nas gzhan yang dge slong las kyi 'bras bu rnam par smin pa shes pa des sems can dmyal ba chen po tsha ba'i 'khor la brtags na / des thos pa las byung ba'i shes pas sems can dmyal ba rkang dang rus pa la srin bu mang ba zhes bya ba ji ltar 'dug pa mthong ngo // der sems can dag las gang gis skye bar 'gyur snyam nas des thos pa las byung ba'i shes bas brtags na / lus sam / ngag gam / yid kyi chad pa mi dge ba mang du byas nas / de phyis thos pa ngan pas rmongs ba / tshangs pa'i 'jig rten la sred pa / lam ngan pa la rab tu gnas pa / tshul khrims rnam par spangs ba / tshul khrims 'chal pa'i rang bzhin dang ldan pa / g-yo can pha rol la gnod pa dag tshul khrims spangs nas lci ba'i me thab byed de / sdug bsngal ba tshe 'di la mi'i mes sreg go // de lus dang bral nas ngan 'gro log par ltung ba sems can dmyal ba rkang dang / rus pa la srin bu mang bar skye bar 'gyur ro //

(*Derge* ya 216a7-b4: *Peking* 'u 224b8-225a5)

【翻訳】

それ以外に、業の異熟果を知るその比丘が、熱球大地獄を観察したならば、かの〔比丘〕は聞所成智によって「髄と骨の中の多くの虫」という地獄があるがままに見えてくるのである。「そこに有情たちはどのような業によって生まれることになるのか」と思って、その〔比丘〕が聞所成智によって観察したならば、〔以下のことがわかる〕。不善なる身、あるいは口、あるいは意の業[19]を多くなして、その後、悪いことを聞くことによって騙され、梵世を欲し、悪道に住し、良い習慣を捨て去り、悪しき習慣を本質として備え、歪曲し、他人を害す者たちは、良い習慣を捨てて、牛糞の火壇を作り、苦しみを受けているこの時（＝死ぬ直前、この世）においては、人の火によって焼かれるのである。〔死んだ後〕かれは身体を離れて悪趣に落ち、「髄と骨の中の多くの虫」という地獄に生まれ落ちることとなる。

漢訳『正法念処経』には、「彼の人、現世に身を焼きて苦を受け、是の如き人中の人、火に焼かるる。身壊命終して、悪処に堕ち」ると説かれるものの、蔵訳『正法念処経』では「不善なる身、あるいは口、あるいは意の業を多くなして、その後、悪いことを聞くことによってだまされ、梵世を欲し、悪道に住し、良い習慣を捨て去り、悪しき習慣を本質として備え、歪曲し、他人を害す者たち」を主語としているので、火に

焼かれる行為自体が堕地獄の根本的な原因とはなっていない。

次に焦熱大地獄の第十一別処「悪険岸」には、以下のようにある。

又彼比丘、知二業果報一、復観二焦熱之大地獄一、復有二何処一。彼見聞知、復有二異処一、名二悪嶮岸一、是彼地獄第十一処。衆生何業生二於彼処一。彼見レ有レ人、殺盗邪行飲酒妄語業及果報、如二前所一レ説、復有二邪見一、楽行多作。所謂有レ人、作如レ是見一、入レ水死者一切罪滅、死已生二於八臂世界一、彼処不レ退。如レ是癡人望レ生二彼処一、復教二他人一亦随喜、他入レ水而死。彼人如レ是入レ水死已、堕二於悪処一在二彼地獄悪嶮岸処一、受二大苦悩一。

（『大正蔵』一七・六〇上）

また蔵訳『正法念処経』は、以下の通りである。

de nas yang dge slong las kyi 'bras bu rnam par smin pa shes pa (*P* omits shes pa) des sems can dmyal ba chen po tsha ba'i 'khor la brtags na / des thos pa las byung ba'i shes pas sems can dmyal ba mtha' drag ces bya ba mthong ngo // der sems can dag las gang gis skye bar 'gyur snyam nas des brtags na / gang gis srog gcod pa dang / ma byin par len pa dang / 'dod pas log par g-yem pa dang / chang 'thung ba dang brdzun smra ba kun du bsten cing bsgoms te mang du byas ba ni snga ma bzhin no / log par lta ba kun du bsten cing bsgoms te mang du byas bas 'gyur ba ni 'di ltar chur zhugs pas nyes par byas ba thams cad 'byang bar 'gyur zhing khyab 'jug gi 'jig rten du skye bar 'gyur la gnas de nams kyang mi g-yo ste / g-yo ba med pa der skye bar 'gyur ro zhes de pha rol dag kyang de nyid la 'jog par byed cing yang dag par dga' bar byed la / chur zhugs pas srog dang bral bar byed na / de (*P* der) chur zhugs bas 'chi ba'i dus byas nas sems can dmyal ba mtha' drag tu skye bar 'gyur ro //

(*Derge* ya 216a7-b4: *Peking* 'u 224b8-225a5)

【翻訳】

それからまた、業の異熟果を知るその比丘が、熱球大地獄を観察したならば、かの〔比丘〕は聞所成智によって「険しい崖」という地獄が見えてくるのである。「そこに有情たちはどのような業によって生まれることになるのか」と思って、その〔比丘〕が観察したならば、〔以下のことがわかる〕。殺し、与えられていないものを取り、欲望によって邪淫をなし、酒を飲み、嘘を語ることに依拠し、〔それを〕反復し

て多くなす者は、前と同様である。邪見に依拠し、反復して多くをなす者が〔考える〕であろうことは、次の通りである。「水に入ることによって一切の罪過が浄化し、そしてヴィシュヌの世界に生じることとなり、その境涯は決して揺らぐことがなく、〔わたしは〕その不動〔の境涯〕に生じることとなるだろう」と。彼は、別の者たちをもまた同じその〔水〕に入らせて喜ばせ、入水させて命を失わせたならば、(20)彼（勧誘者）が水に入って死んだのち、「険しい崖」という地獄に生じることとなる。

この箇所においても、「自殺」に関する語と「地獄」について漢訳『正法念処経』は、「彼の人是の如く水に入りて死し已らば、悪処に堕ち彼の地獄の悪険岸処に在りて、大苦悩を受け、身業・口業・意業を破壊し、彼処に生じて大苦悩を受く」と述べているが、地獄に堕ちるという顚末は、漢訳では「殺・盗・邪行・飲酒・妄語の業及び果報は、前に説く所の如く、また邪見有りて楽しみ行い多く作す」者、蔵訳では「殺し、与えられていないものを取り、欲望によって邪淫をなし、酒を飲み、嘘を語ることに依拠し、〔それを〕反復して多くなす者」をその対象としている。

したがって、『正法念処経』は、一見すると、自らすすんで「投岸」（等喚受苦処）「水入」（饒骨髄虫処）「焼火」（悪険岸処）などで死をえらびとる行為と堕地獄の関係を説いているように見えるが、むしろその根本は「悪見の教説の証因と喩例とによって戒を捨てた人」、「不善なる身、あるいは口、あるいは意の業を多くな」す者、「殺し、与えられていないものを取り、欲望によって邪淫をなし、酒を飲み、嘘を語ることに依拠し、〔それを〕反復し、多くなす者」などが、死後に「地獄」に堕ちると説かれているため、「自殺」そのものを堕地獄の根本要因としていないことが知られる。

こうした見方を傍証するのが、『正法念処経』では、堕地獄の要因は「自殺」ではなく、「十不善業」であると説示されている点である。幾つかの主要記事を挙げると、以下のようになる。

此名十六活地獄処。何業生彼活地獄処。彼比丘、若見聞知、或天眼見、若有殺生、樂行多作此業普遍、殺業究竟和合、相應、堕活地獄。

（『大正蔵』一七・二七中）

又彼比丘、観活地獄第七別處、名極苦處。衆生何業生於彼處。彼見聞知、行悪業者、作悪業時、深厚結使、極深怨悪、多殺衆生而行放逸、彼人、以是悪業因縁、身壊命終、堕活地獄、生極苦處、受熱鐵火極重苦惱、堕嶮崖下、鐵鉤炎鬘、如是受苦常

不二休息一、日夜不レ停。（『大正蔵』一七・二九中）

又復観二察餘諸地獄一。彼見聞知、第三地獄名二合地獄一。衆生何業而生二於彼一。所謂、作二集悪不善業一、燒二煮衆生一。彼見聞知、衆生三種作二集悪業一生二合地獄一、受二悪果報一。所謂、殺生偸盗邪行、如レ是三種悪不善業生二合地獄一。（『大正蔵』一七・三一上）

又彼比丘、知二業果報一、次復観二察合大地獄一、復有二何處一。彼見聞知、復有二異處一、名二涙火出一、是合地獄第十別處。衆生何業生二於彼處一。彼見、有レ人、殺盗邪行樂行多作、墮二合地獄涙火出處一。（『大正蔵』一七・三六上）

又彼比丘、知二業果報一、観二大焦熱之大地獄一、復有二何處一。彼見聞知、復有二異處一、名二悲苦吼一、是彼地獄第十三處。衆生何業生二於彼處一。彼、見聞知、若人、殺生偸盗邪行飲酒妄語及邪見等樂行多作業及果報如二前所説一、復有二邪婬一。（『大正蔵』一七・七二上）

『正法念処経』の地獄に関する記述は、殺生、偸盗、邪行、飲酒、妄語、邪見などの「十不善業」を掲げて、それらを直接的な因としているが、仮に本経が「自殺」と「堕地獄」との間に因果関係を認めるならば、当然、膨大な分量を持つ『正法念処経』「地獄品」にそのような事例が積極的に説かれていてもよいはずである。しかし、本経の中で「自殺」と「地獄」を論じる箇所は、「等喚受苦」「饒骨髄虫」「悪険岸」の三つにしか挙げられていない。これは、本経が必ずしも「自殺」に直接的な因を求めていないことを示しているものと考えられる。

さらに、後世に訳出された馬鳴菩薩集、宋日称等訳『十不善業道経』には、『正法念処経』の経典名が出され、その因果関係を「十不善業」と「地獄」に求めていることは、自殺行為そのものが堕地獄の直接的原因でないことを示す。

如二正法念處經及餘經説一。此十不善業道、是地獄因、於二十善業道一應當二修學一。則於二惡趣一永不二墮落一。（『大正蔵』一七・四五八上）

『十不善業道経』は、『正法念処経』は「地獄の因」を「十不善業」とする」と明言しているため、『正法念処経』の主題は、「自殺」と「地獄」ではなく、「十不善業」による「地獄」の報いを説くことにあると考えることができる。

なお、「自殺」と「地獄」を並記する上掲の第七別処「饒骨髄虫」及び第十一別処「悪険岸」の文は、順に漢訳「梵世に生ずることを望み」、「乾ける牛屎を以て自ら身を焼」く・蔵訳「梵世を欲し」、「牛糞の火壇を作」る、漢訳「死し已りて八臂の世界に生」ずる・蔵訳「水に入ることによって一切の罪過が浄化し、そしてヴィシュヌの世界に生じる」という所謂、仏教にとって悪しき習慣をもった者を登場させているので[21]、残る『正法念処経』「等喚受苦処」の「もしは人に法を説くも悪見の論によりて因と譬喩をもってす。一切不実にして、一切を顧みず、崖に投

じて自殺し、正しき善戒なし」という記事もまた、そうした仏教以外の異教徒の行為として紹介された事例と理解することも可能である。(22)

結語

以上、『往生要集』に引用される『正法念処経』の文を手掛かりに、現行『正法念処経』における「自殺」と「地獄」の因果関係について検討してきた。

『往生要集』所引の『正法念処経』「等喚受苦処」の文については、従来、二通りの読みが行われていたが、その出拠である『正法念処経』の漢訳と蔵訳との比較に従う限り、「一切不実にして、一切を顧みず、崖に投じて自殺し、正しき善戒なし。彼の人この悪業の因縁をもって身壊命終し、堕ちて黒縄大地獄の中にあり」という読みが、『正法念処経』の訓読として最も妥当であることが判明した。また、『正法念処経』においては、地獄に堕ちるという報いは、自殺行為と直接的な因果関係にあるのではなく、自殺行為の原因である「十不善業」との関係で語られるということが明らかになった。

つまり、『正法念処経』において「自殺」と「地獄」の関係を問う場合は、「十不善業」と「地獄」との関係が取り上げられなければならないのであり、自殺行為が示される経文の背後には、必ず内道としての正しい教義・修行の把捉法、具体的には十善業などが勧奨されていたのである。

このような事実は、今後、仏教を応用するあらゆる分野において、研究者が出家・在家を問わず、「自殺すれば地獄へ堕ちる」という趣旨を記述並びに発言する際、典拠の明示はもとより、前後関係を考慮して原典を精読し、それらを充分に咀嚼した上で使用されるべきことを物語っているのではなかろうか。

本稿で取り上げた用例は膨大な仏典群の一部に過ぎず、今後より詳細に「自殺」に関する用例を検討する必要があろう。この点を今後の課題としたい。

註

（1）近年、主に身近な人を亡くした遺族やその関係者に配慮して「自死」という表現をとる必要性が指摘されているが、本稿では、漢訳仏典にその用例が認められる点を特に重視して「自殺」という用語で統一した。なお、「自死」という語が持つ意味については、藤丸智雄「自死と仏教―律文献から―」（『武蔵野大学仏教文化研究所紀要』二七、平成二十三年三月、一～二三頁）が詳しい。

（2）たとえば、中村元等編『岩波仏教辞典』（第二版、岩波書店、平成十四年十月）の「自殺」項（四二四～四二五頁）には、「自分で自分の生命を断つこと。自害・自死のこと。仏教では〈じせつ〉と読む。一般に、＊殺生（せっしょう）は十悪の一つに数えられ、＊波羅夷罪（はらいざい）を犯すものであるとして、＊五戒の一つであるから、自殺といえどもそれに抵触するものとして禁じられている。だが、病などで死期が間近い病人が病に苦しみ、自らの存在が僧団の他の比丘らに多大な迷惑をかけているとの自覚の結果、自発的な＊断食。断衣・断薬などにより死地に赴くことはその限りではない、とされる。…後略」とあり、「自殺」を殺生に相当するものとして否定的に取り扱う。（これがいずれの資料に基づいているのか不明であるが、唐代の明曠『天台菩薩戒疏』は、「殺生」に「自殺」の意味を読み取っている（『大正蔵』四〇・五八八上）。しかし、織田得能『仏教大辞典』（大蔵出版、昭和四十七年三月）の「自殺」項（八九二下）は、「【善見律十一】に「一比丘あり婬欲心を乱す、此の比丘日夜に其の心を制せんことを欲するも制すること能はず、自ら念じて言く、我れ持戒具足す、何んぞ以つて戒を捨てて還俗せん。我れ寧ろ死を取るべしと。是の故に耆闍崛山の頂に上つて巌に投じて死を取る。仏諸の比丘に告ぐ、自ら身を殺す莫れ、身を殺す者乃至不食の者亦突吉羅罪を得。若し比丘病極まり、若し衆僧及び看病比丘の料理辛苦を見て自ら念じて言く、此等正に我が為の故に辛苦乃ち爾り、自ら寿命の久活を得ざるを観じて食はず、薬を服せず、又比丘あり我が病極めて苦し、我が寿命亦た尽く、我が道跡手掌に在るが如しと。若し見ること此の如く食はずして死するも罪なし。」と述べ、「自殺」を「波羅夷」ではなく「突吉羅」に定める記事として紹介する（『善見律毘婆沙』（『大正蔵』二四・七五二下））。さらに『十誦律』巻五十二には「問う、頗し比丘、人命を奪いて波羅夷を得ざるや。答う、有り。自ら身を殺すは罪なし、若し比丘戯笑して他を打ち若し死すれば突吉羅を得。」（『大正蔵』二三・三八二上）とあって、「自殺」を無罪と規定する用例もみられる。したがって、どの文献に依拠するかによって「自殺」に対する評価はまちまちであるけれど、必ずしも一方的に「自殺は殺生に当たるから波羅夷である」などと即断することはできないように思われる。

（3）清水新二編著『封印された死と自死遺族の社会的支援』（現代のエスプリ・五〇一、至文堂、平成二十一年四月）参照。

（4）中野東禅「自殺についての仏教の視点―現実感覚の確立とあの世への連続感」（『平和と宗教』二四、平成十七年十二月、一八～二九頁）参照。中野氏は、「自殺が家族や関係者を苦しめて「苦を輪廻」させる場合は、やはり罪だということになる。仏教の行動原理は「輪廻の解脱」であるから、自らも他者も苦しめない行動を選ぶべきである。その意味で「菩薩行」でなく、輪廻を繰り返す「自殺」を「業の輪廻」としてつよく防止する立場が仏教の立場であろう。ただし、だからといって、自殺は地獄へいく重罪であると一面的に断定することは仏教的ではないという面も忘れてはなるまい。自殺者（自死者）の遺族が大きな罪と負い目と孤独に永く苦しむ現実に対して、死者にむち打つことは問題を解決できないからである」と述べている。このように、論旨や文脈の問題にかかわらず、「自殺は地獄へいく」という表現をとっていることは特に注目されてよい。

（5）「昔、有二一人一。貧窮困乏（ニシテ）、與レ他客作得二麤褐衣一（ヲ）、而被二著之一（スルヲ）。有レ人（リテ）、

見レ之而語レ之言、汝種姓端正　貴人之子。云何著二此麤弊衣褐一。我今、教レ汝、當レ使二汝　得二上妙衣服一。當レ隨二我語一。終不レ欺レ汝。貧人、歡喜敬二從其言一。其人、即便在レ前然レ火。語二貧人一言、今、可下脱二此麤褐衣一著於火中上。於二此燒處一、當レ使二汝　得二上妙飲服一。貧人、即便脱著二火中一。既燒レ之後、於二此火處一求レ覓　欽服一、都無レ所レ得。世間之人亦復如レ是。從二過去身一、修二諸善法一得二此人身一。應當二保護一進レ德修レ業。乃為二外道邪惡、妖女之所一欺誑。汝、今當下信二我語一修中諸苦行上。投レ巖赴レ火捨二是身一已、當下生二梵天一長受中快樂上。便用二其語一、即捨二身命一、身死之後、墮二於地獄一、備受二諸苦一。既失二人身一、空無レ所レ獲。如二彼貧人一亦復如レ是。」（『大正蔵』四・五四七中）

（6）ここは、書写年時が明らかであり、現存最古の京都青蓮院蔵承安元年（一一七一）本を底本とした『浄土真宗聖典　七祖篇　原典版』より引用を行っている。

（7）築島裕・坂詰力治・後藤剛編『西明寺本　往生要集　影印篇』（汲古書院、昭和六十三年六月、一四頁）を参照

（8）龍谷大学電子図書館「貴重書データベース」に本文が掲載されている。(http://www.afc.ryukoku.ac.jp/kicho/html/99345/99340008.html)

（9）花山信勝『原本校註・漢和対照　往生要集』（小山書店、昭和十二年七月）や『往生要集』（岩波文庫（二九九二―二九九六）、岩波書店、昭和十七年六月）などを参照。なお、花山氏はすべて第一の読みを採用する。

（10）無論、ここに掲げた文は『源信　往生要集』においては書き下しとなっているが、論文の体裁を考慮して敢えて漢文で掲載した。次に引く『国訳一切経』「経集部八」も同様の理由である。

（11）東洋文庫八、平凡社、昭和三十八年十二月、一四頁

（12）日本思想体系六、岩波書店、昭和四十五年九月、一四頁

（13）原典　日本仏教の思想四、岩波書店、平成三年二月、一四頁

（14）上巻、岩波文庫（三三―三一六―一）、平成四年十月、岩波書店、一八～一九頁

（15）上巻、ワイド版岩波文庫（一四五）、平成六年九月、岩波書店、一八～一九頁

（16）例えば、『源信　往生要集』などの「凡例」には「漢文の訓読にあたっては、底本（建長五年刊本＝筆者加筆）に付されている訓みは参考に止め、かならずしも採らなかった」（五頁）とある。

（17）『国訳一切経』「経集部八」（大東出版、昭和四十九年四月（三版））の九三頁

（18）『正法念処経』の翻訳事情や内容概観については、『国訳一切経』「経集部八」の「正法念処経解題」や水野弘元「正法念処経について」（『印度学仏教学研究』巻一二（一）、昭和三十九年一月、三八～四七頁）が詳しい。なお、以下の漢訳『正法念処経』に相当する蔵訳箇所の特定及びその翻訳は、龍谷大学博士課程　西山亮氏の協力を得た。衷心より感謝申し上げる。

（19）蔵訳の「chad pa」は「断滅」を意味するが、漢訳を参考にして「業」と修正して読んだ。

（20）特筆すべきは、邪見に基づいて入水行為をなす者が、他人にも同様に入水行為を勧めていることである。これは、人を教唆または幇助して自殺させることを強く戒めた『五分律』（『大正蔵』二二・七下）などの記事と非常に関係が深いものと思われる。

（21）ここで注意したいのは、「問題の所在」で紹介した『百喩経』にも、「為二外道邪惡、妖女之所一欺誑。汝、今當下信二我語一修中諸苦行上。投レ巖赴レ火捨二是身一已、當下生二梵天一長受中快樂上。便用二其語一、即捨二身命一、身死之後、墮二於地獄一、備受二諸苦一」とあり、外道を登場させて梵

天に生じることを勧める記述が確認されることである。よって『百喩経』における「自殺」と「地獄」の関係もまた、外道や妖女に欺誑された上での「邪行」「邪見」（十不善業＝因）に基づく「地獄」（果）の報いを説いているものと考えることができる。

(22) あくまで一例に過ぎないが、当研究会では、漢訳仏典上（『大正蔵』巻一～三二）に見られる「投身」という用語を取り上げて、それらがどのように使用されているか検討したことがある。そもそも「投身」という語は、高い所から身を投げるということで、「自殺」行為を表す用例が多いことが予想される用語であったが、実際には礼拝や感情表現などの動作として「身を投げる」ことを示す用例が多く、「自殺」の行為を表すと考えられる用例は、SATデータベース検索によって検知されたおよそ一八七例のうち、約三分の一であった。これら「自殺」の行為を表す「投身」の用例の中で特筆すべきは、「異教徒の修行方法」として「投身」が使用されていたことである。例えば、竺仏念訳『菩薩従兜術天降神母胎説広普経』巻六には「吾昔一時、入レ山求レ道。見二諸仙學五千人倶集一在二一處一。…中略…或在二山頂一投二身深壑一。或抱レ石自沈入二於深水一。…中略…吾當二於爾時一、謂下為二是道一實非中真道上」（『大正蔵』一二・一〇四四下）とあり、また義浄訳『根本説一切有部毘奈耶出家事』巻四には「隨處告問、修二何業行一、而滅二重罪一。或有二説言一、應當レ入レ火。或有二説言一、自墜二高巖一。或有二説言一、投レ身溺レ水。或有二説言一、自縊二其身一。各各説言所作方便、皆令二自死一。無レ有二出路一。」（『大正蔵』二三・一〇三九中）などとあるので、「異教徒の修行方法」としての「投身」は全く否定的に扱われていることが知られる。さらに付加すれば、『往生要集』の注釈書として著名な良忠『往生要集義記』巻第一は、本稿で注目した『正法念処経』の文に対して「念經六云、若人説レ法依二惡見論一以二因縁譬喩一、一切不實已上推レ之、依二外道所造論一起二邪見一也」（『浄全』一五・一九上）と述べており、その直後には異教徒の行為として「入火」「入水」などの記事も紹介される。したがって、『正法念処経』における自殺行為は、仏典では否定されるべき「異教徒の修行としての投身」と理解することも充分可能なのである。

（村上明也）